

長野県畜産広報

しあわせ信州

蜜蜂を飼育されている皆様へ

令和3年7月
(通算第497号)
長野県庁家畜防疫対策室
電話 026-235-7232

食品衛生法の一部改正により

はちみつの精製・瓶詰を行う事業者は、保健所に届出が必要です！

食品衛生法等の一部が改正され、令和3年6月1日から食品営業に関する制度、衛生管理の方法が大きく変わりました。

○ 営業届出制度の創設

はちみつの精製・瓶詰を行う事業者は、あらかじめ**保健所に届出を行うことが必要**です。ただし、令和3年6月1日時点ですでに営業している事業者は令和3年11月30日まで届出の猶予期間があります。

○ 食品衛生責任者の設置

届出に当たり原則、**食品衛生責任者の設置が必要**です。食品衛生責任者養成講習会を受講することでその資格を得ることができます。

食品衛生責任者養成講習会は一般社団法人長野県食品衛生協会で行っています。(協会ホームページ) <https://npfha.com/managertraining/>



HPをチェック！

○ HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化

原則、全ての食品等業者が **HACCP（ハサップ）** に沿った衛生管理に取り組むことが**必要**になりました。

HACCPとは？



厚生労働省で確認した
「はちみつの瓶詰め等の製造におけるHACCP導入の手引書」はこちら



ご不明な点はこちらへ
お問い合わせください



保健福祉事務所	電話番号	保健福祉事務所	電話番号
佐久	0267-63-3297	木曾	0264-25-2235
上田	0268-25-7152	松本	0263-40-1942
諏訪	0266-57-2929	大町	0261-23-6528
伊那	0265-76-6839	長野	026-225-9065
飯田	0265-53-0446	北信	0269-62-3106
長野市保健所	026-226-9970	松本市保健所	0263-40-0705
県庁食品・生活衛生課	026-235-7155		